

令和6年6月10日

町 議 会 議 案

第 2 回
(定 例)

鹿 追 町

議 案 目 次

議 案 番 号	件 名	議 決 内 容
報告1	令和5年度鹿追町一般会計繰越明許費の報告について	
報告2	令和5年度鹿追町下水道特別会計繰越明許費の報告について	
承認1	専決処分の承認を求めることについて	
37	鹿追町町税条例の一部を改正する条例の制定について	
38	鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	
39	鹿追町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
40	鹿追町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	
41	令和6年度鹿追町一般会計補正予算（第3号）について	
42	令和6年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について	
43	令和6年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）について	
44	令和6年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第1号）について	
45	令和6年度鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	
46	東瓜幕辺地、北鹿追辺地及び上幌内辺地に係る総合整備計画の策定について	
47	北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について	
48	財産の取得について	

報告第 1 号

令和 5 年度鹿追町一般会計繰越明許費の報告について

地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定に基づき、令和 5 年度鹿追町一般会計繰越明許費について、次のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 1 0 日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

令和 5 年度鹿追町一般会計繰越明許費繰越計算書

単位：円

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源	
					既収入 特定財源	未収入 国・道支出金	特定 地方債	訳		
								繰越		その他
2 総務費	1 総務管理費	定住促進住宅建設奨励事業	3,100,000	1,800,000					1,800,000	
		防災行政無線放送施設整備委託事業	4,708,000	4,708,000					4,708,000	
		重点対策加速化事業	30,224,000	30,224,000					0	
4 衛生費	2 清掃費	物価高騰対応重点支援 地方創生臨時交付金事業	7,021,000	5,271,000		5,250,000			21,000	
		物価高騰対応商品券発行事業	27,932,000	27,932,000		24,516,000			3,416,000	
		社会保険・税番号制度システム 整備事業(戸籍及び戸籍附票 システム改修事業)	9,295,000	9,295,000		9,295,000			0	
5 農林費	1 農業費	十勝圏複合事務組合負担金 (汚泥処理設備更新分)	8,000	8,000					8,000	
		道営土地改良事業	34,170,000	34,170,000		14,150,000			14,925,000	
合		計	116,458,000	113,408,000	83,435,000			14,925,000	15,048,000	

報告第 2 号

令和 5 年度鹿追町下水道特別会計繰越明許費の報告について

地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定に基づき、令和 5 年度鹿追町下水道特別会計繰越明許費について、次のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 1 0 日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

令和 5 年度鹿追町下水道特別会計繰越明許費繰越計算書

単位：円

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源	
					既収入 特定財源	未収入		財源		
						国・道支出金	地方債	その他		一般財源
2 事業費 1 事業費		農業集落排水処理施設更新事業	103,320,000	103,320,000		51,660,000	49,000,000		2,660,000	
合		計	103,320,000	103,320,000	51,660,000	49,000,000			2,660,000	

承認第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年6月10日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

専 決 処 分 書

鹿追町町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年3月31日

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町町税条例の一部を改正する条例

鹿追町町税条例（昭和29年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第51条第2項中「によつて」を「により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、町長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、町民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第51条第3項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第71条第2項中「によつて」を「により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、町長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第71条第3項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第139条の3第2項中「によつて」を「により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、町長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第139条の3第3項中「によつて」を「により」に改める。

附則第5条の次に次の1条を加える。

（令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

第5条の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の町民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第

1 項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の町民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

- 3 第1項の規定は、令和6年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

附則第6条中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。

附則第7条の4の次に次の4条を加える。

（令和6年度分の個人の町民税の特別税額控除）

第7条の5 令和6年度分の個人の町民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき町民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、前条及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第34条の7第2項、第47条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の7第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第47条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

（令和6年度分の個人の町民税の納税通知書に関する特例）

第7条の6 令和6年度分の個人の町民税に限り、個人の町民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第41条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の町民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の町民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の道民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の道民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の町民税の額、普通徴収に係る個人の道民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額

を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においては無いものとし、第40条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においては無いものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においては無いものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の町民税の額、普通徴収に係る個人の道民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の町民税（第1期納期から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の町民税に関する特例）

第7条の7 令和6年度分の個人の町民税に限り、第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の町民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の町民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に

係る個人の町民税の額については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の町民税の額（附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の町民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の町民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の町民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の町民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはそ

の者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
 - (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
 - (5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。
- 2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。
- 3 令和6年度分の個人の町民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の町民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。
- (1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の町民税の額から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）

を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第47条の5第2項の規定により読み替えられた第47条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の町民税につき第47条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

（令和7年度分の個人の町民税の特別税額控除）

第7条の8 令和7年度分の個人の町民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき町民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、附則第7条の4及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第8条第2項中「前条」を「附則第7条の4」に改め、同条第3項中「第34条の9第1項」の次に「、附則第7条の5第1項及び前条」を加え、「同項」を「第34条の9第1項」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、

附則第7条の5第1項中「前条」とあるのは「前条、附則第8条第2項」と、前条中「附則第7条の4」とあるのは「附則第7条の4、次条第2項」とする」に改める。

附則第10条の2第13項を削り、同条第12項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項の次に次の1項を加える。

7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、7分の6とする。

附則第10条の2第14項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条中第16項を第17項とし、第15項を第16項とし、第14項の次に次の1項を加える。

15 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第10条の3第14項を同条第15項とし、同条第13項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第10項各号に規定する」を「附則第7条第11項各号に掲げる」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第3項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 町長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第11条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

附則第12条の前の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5)」及び「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第13条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この条において同じ。」及び「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削る。

附則第15条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第16条の3第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第16条の4第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第17条第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第18条第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第19条第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第20条第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第20条の2第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5

第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第20条の2第5項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第20条の3第2項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第20条の3第5項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の鹿追町町税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第4項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

議案第 37 号

鹿追町町税条例の一部を改正する条例の制定について

鹿追町町税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年6月10日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町町税条例（昭和29年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第56条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

附則第4条の2を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第4条の2を削る改正規定は、公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。

議案第 38 号

鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年6月10日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町国民健康保険税条例（平成20年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「220,000円」を「240,000円」に改める。

第3条第1項中「100分の4.90」を「100分の6.40」に改める。

第8条中「100分の0.90」を「100分の1.80」に改める。

第23条第1項中「220,000円」を「240,000円」に改め、同項第2号中「290,000円」を「295,000円」に改め、同項第3号中「535,000円」を「545,000円」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

（適用区分）

2 改正後の鹿追町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 39 号

鹿追町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

鹿追町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年条例第13号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年6月10日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

鹿追町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年条例第13号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 事業所内保育事業（第42条—第48条）」を
「第5章 事業所内保育事業（第42条—第48条）
第6章 雑則（第49条）」に改める。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

（電磁的記録）

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供され

るものをいう。)により行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の鹿追町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の鹿追町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

議案第 40 号

鹿追町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

鹿追町介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年6月10日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町介護保険条例の一部を改正する条例

鹿追町介護保険条例（平成12年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「37,200円」を「34,900円」に改め、同項第2号中「48,300円」を「52,500円」に改め、同項第3号中「55,800円」を「53,000円」に改め、同項第4号中「66,900円」を「69,100円」に改め、同項第5号中「74,400円」を「76,800円」に改め、同項第6号中「81,800円」を「92,100円」に改め、同号ア中「100万円」を「120万円」に改め、同号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ又は第13号イ」に改め、同項第7号中「89,200円」を「99,800円」に改め、同号ア中「100万円以上130万円」を「120万円以上210万円」に改め、同号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ又は第13号イ」に改め、同項第8号中「96,700円」を「115,200円」に改め、同号ア中「130万円以上190万円」を「210万円以上320万円」に改め、同号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ又は第13号イ」に改め、同項第9号中「107,800円」を「130,500円」に改め、同号ア中「190万円以上290万円」を「320万円以上420万円」に改め、同号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ又は第13号イ」に改め、同項第10号中「119,000円」を「145,900円」に改め、同号ア中「290万円以上5

00万円」を「420万円以上520万円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第12号イ又は第13号イ」に改め、同項第11号中「133,900円」を「161,200円」に改め、同号ア中「500万円以上1,000万円」を「520万円以上620万円」に改め、同号イ中「に該当する者を除く。）」を「、次号イ又は第13号イに該当する者を除く。）」に改め、同項第12号を次のように改める。

(12) 次のいずれかに該当する者 176,600円

ア 合計所得金額が620万円以上720万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、又は次号イに該当する者を除く。）」

第8条第1項に次の2号を加える。

(13) 次のいずれかに該当する者 184,300円

ア 合計所得金額が720万円以上1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）」に該当する者を除く。）」

(14) 前各号のいずれにも該当しない者 192,000円

第8条第2項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「22,300円」を「21,800円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「22,300円」を「21,800円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「22,300円」を「21,800円」に、「52,000円」を「52,600円」に改める。

第10条第3項中「第3号ロ又は第4号ロ」を「第3号ロ、第4号ロ」に、「又は第8条第1項第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ若しくは第11号イ」を「第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロ」に、「令第39条第1項第1号から第5号まで」を「同項第1号から第13号まで」に改め、「及び第8条第1項第6号から第11号まで」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の鹿追町介護保険条例第8条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

令和 6 年度鹿追町一般会計補正予算（第 3 号）

令和 6 年度鹿追町の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 184,399 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,816,413 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 6 年 6 月 10 日 提出

鹿追町長 喜井知己

(歳入)

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 町税		861,131	△24,390	836,741
	1. 町民税	376,198	△24,390	351,808
10. 地方特例交付金		4,872	24,390	29,262
	1. 地方特例交付金	2,000	24,390	26,390
11. 地方交付税		2,976,257	45,862	3,022,119
	1. 地方交付税	2,976,257	45,862	3,022,119
15. 国庫支出金		623,341	64,364	687,705
	1. 国庫負担金	151,298	66	151,364
	2. 国庫補助金	422,824	64,298	487,122
16. 道支出金		310,187	233	310,420
	1. 道負担金	92,755	33	92,788
	2. 道補助金	206,100	200	206,300
18. 寄附金		150,004	1,298	151,302
	1. 寄附金	150,004	1,298	151,302
19. 繰入金		846,770	7,392	854,162
	1. 基金繰入金	843,065	7,350	850,415
	2. 特別会計繰入金	3,705	42	3,747
21. 諸収入		457,740	5,050	462,790
	5. 雑入	368,526	5,050	373,576
22. 町債		310,100	60,200	370,300
	1. 町債	310,100	60,200	370,300
	歳入合計	7,632,014	184,399	7,816,413

(単位：千円)

(歳出)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		2,254,464	63,693	2,318,157
	1. 総務管理費	2,238,030	61,583	2,299,613
	2. 徴税費	6,553	1,012	7,565
3. 民生費	3. 戸籍住民登録費	5,626	1,098	6,724
		680,775	3,441	684,216
	1. 社会福祉費	516,635	3,402	520,037
4. 衛生費	2. 児童福祉費	163,940	39	163,979
		432,962	17,649	450,611
	1. 保健衛生費	346,540	17,649	364,189
5. 農林費		1,525,815	88,704	1,614,519
	1. 農業費	1,495,265	88,704	1,583,969
6. 商工費		216,274	8,350	224,624
		216,274	8,350	224,624
	1. 商工費	498,377	3,098	501,475
7. 土木費	1. 道路橋りょう費	314,569	3,098	317,667
		188,413	439	188,852
8. 消防費		188,413	439	188,852
	1. 消防費	555,024	△3,797	551,227
9. 教育費		287,916	△128	287,788
	1. 教育総務費	91,818	△3,669	88,149
	4. 社会教育費	267,958	2,822	270,780
11. 諸支出金		267,958	2,822	270,780
	1. 基金費	7,632,014	184,399	7,816,413
歳出合計				

第 2 表

地 方 債 補 正

(変更)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
過疎対策事業	千円以内 177,300	普通貸借 又は 証券発行	2.0%以内 (ただし金利見直し 方式で借り入れられる政府資金、 地方公共団体金融機関資金及 び金融機関等についで、利率 の見直しを行った後において は当該見直し後の利率)	政府資金、地方公共団体金 融機関資金及び金融機関等 の融資条件による。ただし、 町財政の都合により据 置期間及び償還期間を短縮 し、もしくは繰上償還又は 低利に借換えすることとがで きる。	千円以内 237,500	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ

1. 総括
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 町税	861,131	△24,390	836,741
10. 地方特例交付金	4,872	24,390	29,262
11. 地方交付税	2,976,257	45,862	3,022,119
15. 国庫支出金	623,341	64,364	687,705
16. 道支出金	310,187	233	310,420
18. 寄附金	150,004	1,298	151,302
19. 繰入金	846,770	7,392	854,162
21. 諸収入	457,740	5,050	462,790
22. 町債	310,100	60,200	370,300
歳入合計	7,632,014	184,399	7,816,413

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源
				特定財源			その他	
				国道支出金	地方債			
2. 総務費	2,254,464	63,693	2,318,157	39,352		5,050	19,291	
3. 民生費	680,775	3,441	684,216	99		42	3,300	
4. 衛生費	432,962	17,649	450,611				17,649	
5. 農林費	1,525,815	88,704	1,614,519	25,000	60,200		3,504	
6. 商工費	216,274	8,350	224,624			7,350	1,000	
7. 土木費	498,377	3,098	501,475				3,098	
8. 消防費	188,413	439	188,852	146			293	
9. 教育費	555,024	△3,797	551,227				△3,797	
11. 諸支出金	267,958	2,822	270,780			1,298	1,524	
歳出合計	7,632,014	184,399	7,816,413	64,597	60,200	13,740	45,862	

2. 歳入

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
款1. 町税	861,131	△ 24,390	836,741			
項1. 町民税	376,198	△ 24,390	351,808			
目1. 個人	343,706	△ 24,390	319,316			
				1. 現年課税分	△ 24,390	現年課税分 △24,390
款10. 地方特例交付金	4,872	24,390	29,262			
項1. 地方特例交付金	2,000	24,390	26,390			
目1. 地方特例交付金	2,000	24,390	26,390			
				1. 地方特例交付金	24,390	地方特例交付金 24,390
款11. 地方交付税	2,976,257	45,862	3,022,119			
項1. 地方交付税	2,976,257	45,862	3,022,119			
目1. 地方交付税	2,976,257	45,862	3,022,119			
				1. 地方交付税	45,862	地方交付税 45,862
款15. 国庫支出金	623,341	64,364	687,705			
項1. 国庫負担金	151,298	66	151,364			
目1. 民生費国庫負担金	151,217	66	151,283			
				1. 社会福祉費負担金	66	介護保険低所得者保険料軽減負担金 45

								重層的支援体制整備事業交付金	21
項 2. 国庫補助金	422, 824	64, 298	487, 122						
目 1. 総務費国庫補助金	178, 807	39, 152	217, 959						
				1. 総務管理費補助金	39, 152			地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業） デジタル田園都市国家構想交付金 総務管理費補助金 マイナンバーカード交付事務費補助金	31, 673 6, 382 1, 097
目 4. 農林費国庫補助金	21, 000	25, 000	46, 000						
				1. 農業費補助金	25, 000			みどりの食料システム戦略推進交付金 環境保全センター瓜幕施設用消化液散布車両整備事業	25, 000
目 7. 消防費国庫補助金	0	146	146					本目新設	
				1. 消防費補助金	146			消防団整備整備費補助金 消防団防火手袋整備事業	146
款16. 道支出金	310, 187	233	310, 420						
項 1. 道負担金	92, 755	33	92, 788						
目 1. 民生費道負担金	92, 715	33	92, 748						
				1. 社会福祉費負担金	33			介護保険低所得者保険料軽減負担金	22

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
項 2. 道補助金						重層的支援体制整備事業交付金
	206,100	200	206,300			11
目 1. 総務費道補助金	6,607	200	6,807			
				1. 総務管理費補助金	200	地域づくり総合交付金
款18. 寄附金	150,004	1,298	151,302			200
項 1. 寄附金	150,004	1,298	151,302			
目 1. 一般寄附金	150,001	999	151,000			
				1. 一般寄附金	999	ふるさと納税寄附金
目 2. 総務費寄附金	1	299	300			999
				1. 総務管理費寄附金	299	総務管理費寄附金
款19. 繰入金	846,770	7,392	854,162			299
項 1. 基金繰入金	843,065	7,350	850,415			
目 7. 商工業振興基金繰入金	50,000	7,350	57,350			
				1. 商工業振興基金繰入金	7,350	商工業振興基金繰入金
項 2. 特別会計繰入金	3,705	42	3,747			7,350
目 1. 介護保険特別会計繰入金	3,705	42	3,747			

						介護保険特別会計繰入金	42	42
款21. 諸収入	457, 740	5, 050	462, 790					
項 5. 雑入	368, 526	5, 050	373, 576					
目 1. 雑入	368, 526	5, 050	373, 576					
						いきいきふるさと推進事業補助金	5, 050	5, 050
款22. 町債	310, 100	60, 200	370, 300					
項 1. 町債	310, 100	60, 200	370, 300					
目 4. 農林債	4, 400	60, 200	64, 600					
						農業債	60, 200	60, 200
						環境保全センター瓜幕施設用消化液散布車両整備事業		

3. 歳出

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				補正額の財源内訳				区分	金額		
				国道支出金	特定財源 地方債	その他	一般財源				
款 2. 総務費	2,254,464	63,693	2,318,157	39,352		5,050	19,291				
項 1. 総務管理費	2,238,030	61,583	2,299,613	38,255		5,050	18,278				
目 1. 一般管理費	1,853,858	3,808	1,857,666				3,808				
								1. 報酬	1,905	会計年度任用職員報酬	1,905
								3. 職員手当等	1,749	職員諸手当	1,749
								18. 負担金補助及び交付金	154	北海道町村会負担金(電算関係)	154
目 3. 財産管理費	14,268	6,080	20,348				6,080				
								10. 需用費	396	修繕料	396
								11. 役員費	500	その他役員費	500
								16. 公有財産購入費	5,184	土地購入費	5,184
目 4. 支所費	23,609	2,294	25,903				2,294				
								1. 報酬	1,824	会計年度任用職員報酬	1,824
								3. 職員手当等	419	会計年度任用職員諸手当	419
								8. 旅費	51	会計年度任用職員旅費	51
目 5. 公平委員会費	30	88	118				88				
								1. 報酬	75	公平委員会委員報酬	75

								8. 旅費		13	費用弁償	13
目 6. 企画振興費	45,143	3,411	48,554		700	2,711						
								1. 報酬	△ 1,824		会計年度任用職員報酬	△1,824
								3. 職員手当等	△ 419		会計年度任用職員諸手当	△419
								7. 報償費	113		講師等謝礼	113
								8. 旅費	19		普通旅費	19
								10. 需用費	102		消耗品費	100
											食糧費	2
								11. 役務費	7		チラシ折込料	7
								12. 委託料	219		その他委託料	219
								18. 負担金補助及び交付金	5,194		地域活性化起業人派遣企業負担金	5,194
目 7. 交通安全推進費	3,941	△ 2,282	1,659			△ 2,282						
								1. 報酬	△ 1,824		会計年度任用職員報酬	△1,824
								3. 職員手当等	△ 458		会計年度任用職員諸手当	△458
目10. 公害防災費	64,930	462	65,392	200		262						
								10. 需用費	462		消耗品費	462
目11. 車両管理費	19,892	1,225	21,117			1,225						

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 分		説 明
				補正額の特種財源		一般財源	区 分	金 額		
				国道支出金	地方債				その他	
							17. 備品購入費	1,225	車両購入費	1,225
目12. 財政管理費	2,667	△ 2,343	324		△ 2,343					鹿追中学校用軽トラック購入費
目13. ライディングパーク費	15,987	28	16,015			28	1. 報酬	△ 1,905	会計年度任用職員報酬	△1,905
目15. ゼロカーボン推進費・脱炭素先行地域	108,967	3,770	112,737			3,770	3. 職員手当等	△ 438	会計年度任用職員諸手当	△438
目16. ゼロカーボン推進費	60,678	32,278	92,956	31,673	150	455	8. 旅費		会計年度任用職員旅費	28
							22. 償還金利子及び割引料	3,770	返還金	3,770
							8. 旅費	105	会計年度任用職員旅費	105
							12. 委託料	6,171	執行事務業務委託料	6,171
							18. 負担金補助及び交付金	26,002	重点対策加速化事業補助金	25,702
									その他負担金補助及び交付金	300
目17. デジタル推進費	0	12,764	12,764	6,382	4,200	2,182			ゼロカーボンかみほろサミット2024実行委員会負担金	
									本目新設	

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分		金 額	説 明
				国道支出金	特定財源 地方債	その他	一般財源	13. 使用料及び賃借料	18. 負担金補助及び交付金		
目 6. 在宅福祉費	106,890	△ 896	105,994						565	地域おこし協力隊委託料 物品借上料	
目 7. 後期高齢者医療費	75,474	127	75,601				127		84	地域ふれあいサロン事業補助金	
項 2. 児童福祉費	163,940	39	163,979				39		980	介護保険特別会計繰出金	
目 3. こども園費	74,386	39	74,425				39		127	後期高齢者医療特別会計繰出金	
款 4. 衛生費	432,962	17,649	450,611				17,649		39	事務用機器購入費	
項 1. 保健衛生費	346,540	17,649	364,189				17,649				
目 1. 保健衛生総務費	277,902	17,649	295,551				17,649				
款 5. 農林費	1,525,815	88,704	1,614,519	25,000	60,200		3,504		17,649	町立病院運営費補助金	
項 1. 農業費	1,495,265	88,704	1,583,969	25,000	60,200		3,504				

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				区 分	金 額	説 明
				特定財源		一般財源	節			
				国道支出金	地方債					
目 1. 道路維持費	83,848	3,098	86,946			3,098				
							1. 報酬	2,442	会計年度任用職員報酬	
							3. 職員手当等	656	会計年度任用職員諸手当	
款 8. 消防費	188,413	439	188,852	146		293				
項 1. 消防費	188,413	439	188,852	146		293				
目 2. 非常備消防費	15,358	439	15,797	146		293				
							17. 備品購入費	439	その他備品購入費	
款 9. 教育費	555,024	△ 3,797	551,227			△ 3,797			消防団防火手袋購入費	
項 1. 教育総務費	287,916	△ 128	287,788			△ 128				
目 3. 教育振興費	205,278	△ 128	205,150			△ 128				
							1. 報酬	3,124	会計年度任用職員報酬	
							2. 給料	△ 3,252	会計年度任用職員給	
項 4. 社会教育費	91,818	△ 3,669	88,149			△ 3,669				
目 1. 社会教育総務費	9,172	△ 2,350	6,822			△ 2,350				
							1. 報酬	△ 1,824	会計年度任用職員報酬	
									△ 1,824	

									職員手当等	△	440	会計年度任用職員諸手当	△440
									8. 旅費	△	86	会計年度任用職員旅費	△86
目 2. 社会教育施設費	45,309	88	45,397			88							
目 3. 図書館費	13,191	779	13,970			779			17. 備品購入費		88	家具・什器購入費	88
目 4. 神田日勝記念美術館費	20,758	△ 2,186	18,572			△ 2,186			1. 報酬		280	その他委員報酬	280
									8. 旅費		499	費用弁償	499
款11. 諸支出金	267,958	2,822	270,780			1,298	1,298		1. 報酬	△	1,757	会計年度任用職員報酬	△1,757
項 1. 基金費	267,958	2,822	270,780			1,298	1,298		3. 職員手当等	△	429	会計年度任用職員諸手当	△429
目 1. 基金費	267,958	2,822	270,780			1,298	1,298		24. 積立金		2,822	町づくり基金利子等積立金	400
												環境保全センター基金利子等積立金	△121
												町営牧場基金積立金	343
												鹿追町ふるさと寄附金基金利子等積立金	2,200

令和 6 年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度鹿追町の国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3,787 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 761,003 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 6 月 10 日 提出

鹿追町長 喜井知己

(歳入) 第1表 歳入歳出予算補正 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険税		218,254	△255	217,999
	1. 国民健康保険税	218,254	△255	217,999
3. 道支出金		479,966	△3,532	476,434
	1. 道補助金	479,965	△3,532	476,433
歳入合計		764,790	△3,787	761,003

(単位：千円)

(歳出)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 国民健康保険事業費納付金	1. 医療給付費分	291,400	△3,787	287,613
	2. 後期高齢者支援金等分	198,480	△1,045	197,435
	3. 介護納付金分	64,930	△1,916	63,014
歳出合計		27,990	△826	27,164
		764,790	△3,787	761,003

1. 総括
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険税	218,254	△255	217,999
3. 道支出金	479,966	△3,532	476,434
歳入合計	764,790	△3,787	761,003

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		一般財源
				国道支出金	地方債	
3. 国民健康保険事業費納付金	291,400	△3,787	287,613	△3,532		△255
歳出合計	764,790	△3,787	761,003	△3,532		△255

2. 歳入

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
款 1. 国民健康保険税	218,254	△ 255	217,999			
項 1. 国民健康保険税	218,254	△ 255	217,999			
目 1. 一般被保険者国民健康保険税	218,254	△ 255	217,999			
				1. 医療給付費分現年課税分	△ 432	医療給付費分現年課税分 △432
				2. 後期高齢者支援助金分現年課税分	△ 1,309	後期高齢者支援助金分現年課税分 △1,309
				3. 介護納付金分現年課税分	1,486	介護納付金分現年課税分 1,486
款 3. 道支出金	479,966	△ 3,532	476,434			
項 1. 道補助金	479,965	△ 3,532	476,433			
目 1. 保険給付費等交付金	479,965	△ 3,532	476,433			
				2. 特別交付金	△ 3,532	特別調整交付金分(市町村分) 255 道繰入金(2号分) △3,787

3. 歳出

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
款 3. 国民健康保険事業費納付金	291,400	△ 3,787	287,613	△ 3,532			△ 255			
項 1. 医療給付費分	198,480	△ 1,045	197,435	△ 790			△ 255			
目 1. 一般被保険者医療給付費分	198,480	△ 1,045	197,435	△ 790			△ 255			一般被保険者医療給付費分納付金 △1,045
項 2. 後期高齢者支援金等分	64,930	△ 1,916	63,014	△ 1,916						
目 1. 一般被保険者後期高齢者支援金等分	64,930	△ 1,916	63,014	△ 1,916						18. 負担金補助及び交付金 △ 1,916 一般被保険者後期高齢者支援金等分納付金 △1,916
項 3. 介護納付金分	27,990	△ 826	27,164	△ 826						
目 1. 介護納付金分	27,990	△ 826	27,164	△ 826						18. 負担金補助及び交付金 △ 826 介護納付金分納付金 △826

令和 6 年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 号）

第 1 条 令和 6 年度鹿追町の国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 6 年度鹿追町国民健康保険病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条中（5）建設改良事業

1 有形固定資産購入費「20, 154 千円」を「20, 748 千円」に改め、次に「2 施設整備費 67, 000 千円」を加える。

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（ 既 決 予 定 額 ）	（ 補 正 予 定 額 ）	（ 計 ）
			入
第 1 款 病 院 事 業 収 益	6 3 2, 4 2 2 千円	1 7, 6 4 9 千円	6 5 0, 0 7 1 千円
第 2 項 医 業 外 収 益	2 9 3, 7 1 8 千円	1 7, 6 4 9 千円	3 1 1, 3 6 7 千円
			出
第 1 款 病 院 事 業 費 用	6 3 2, 4 2 2 千円	1 7, 6 4 9 千円	6 5 0, 0 7 1 千円
第 1 項 医 業 費 用	6 2 9, 7 9 4 千円	1 7, 6 4 9 千円	6 4 7, 4 4 3 千円

第4条 予算第4条中本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「34,629千円」を「35,302千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	6,544千円	66,921千円	73,465千円
第2項 企業債	0千円	39,800千円	39,800千円
第3項 補助金	0千円	27,121千円	27,121千円
第1款 資本的支出	41,173千円	67,594千円	108,767千円
第1項 建設改良費	20,154千円	67,594千円	87,748千円

第5条 予算第6条中(1)職員給与費「398,910千円」を「416,559千円」に改める。

第6条 予算第7条中他会計補助金「285,709千円」を「303,358千円」に改める。

第7条 予算第8条の次に次の1条を加える。

(企業債)

第9条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
スプリングラワー 設備整備事業	千円以内 39,800	普通貸借 又は 証券発行	2.0%以内(ただし金利見直し方式で借り入れられる政府資金、地方公共団体金融機関資金及び金融機関等において利率の見直しを行った後においてはその当該見直し後の利率)	政府資金、地方公共団体金融機関資金及び金融機関等の融資条件により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換ええることができる。

第8条 予算第9条の次に次の1条を加える。

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりと定める。

種類	名称	数量
建物附属設備	スプリングラワー設備	一式

令和6年6月10日 提出

鹿追町長 喜井知己

令和6年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算説明書

収益の収入及び支出

収入

(単位：千円)

款	項	目	予定額	補正額	計	説	明
1 病院事業収益			632,422	17,649	650,071		
	2 医業外収益		293,718	17,649	311,367		
		3 他会計補助金		279,165	17,649	296,814	病院運営費補助金

支出

(単位：千円)

款	項	目	予定額	補正額	計	説	明
1 病院事業費用			632,422	17,649	650,071		
	1 医業費用		629,794	17,649	647,443		
		1 給与	費	398,910	17,649	416,559	手当
						報酬	11,280 千円追加
						法定福利費	2,713 千円追加
						計	17,649 千円追加

資本的収入及び支出
収入

(単位：千円)

款	項	目	予定額	補正額	計	説明
1 資本的収入	2 企業債		6,544	66,921	73,465	
			0	39,800	39,800	
	3 補助金	1 企業債	0	39,800	39,800	企業債借入金 39,800 千円追加
		1 補助金	0	27,121	27,121	
			0	27,121	27,121	医療施設等施設整備費補助金 27,121 千円追加

支出

(単位：千円)

款	項	目	予定額	補正額	計	説明
1 資本的支出	1 建設改良費		41,173	67,594	108,767	
			20,154	67,594	87,748	
		1 有形固定資産購入	20,154	594	20,748	器械備品購入費 (エアコン購入費) 594 千円追加
		2 施設整備費	0	67,000	67,000	スプリンクラー設備設置工事 67,000 千円追加

令和 6 年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度鹿追町の介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,907 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 545,426 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 6 月 10 日 提出

鹿追町長 喜井 知己

(歳入) 第1表 歳入歳出予算補正 (単位: 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 介護保険料		117,905	5,816	123,721
	1. 介護保険料	117,905	5,816	123,721
2. 国庫支出金		114,398	△991	113,407
	1. 国庫負担金	85,509	△991	84,518
3. 道支出金		82,452	△980	81,472
	1. 道負担金	81,083	△980	80,103
4. 支払基金交付金		140,649	42	140,691
	1. 支払基金交付金	140,649	42	140,691
6. 繰入金		85,394	△980	84,414
	1. 一般会計繰入金	85,393	△980	84,413
歳入合計		542,519	2,907	545,426

(単位：千円)

(歳出)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 保険給付費		512,582	2,865	515,447
	1. 介護サービス等諸費	459,111	616	459,727
	2. 高額介護サービス等費	12,111	1,809	13,920
6. 諸支出金	3. 特定入所者介護サービス等費	41,360	440	41,800
		3,757	42	3,799
	2. 繰出金	3,705	42	3,747
歳出合計		542,519	2,907	545,426

1. 総括
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 介護保険料	117,905	5,816	123,721
2. 国庫支出金	114,398	△991	113,407
3. 道支支出金	82,452	△980	81,472
4. 支払基金交付金	140,649	42	140,691
6. 繰入金	85,394	△980	84,414
歳入合計	542,519	2,907	545,426

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国道支出金	地方債	その他	
2. 保険給付費	512,582	2,865	515,447	△1,971		△980	5,816
6. 諸支出金	3,757	42	3,799			42	
歳出合計	542,519	2,907	545,426	△1,971		△938	5,816

2. 歳入

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
款 1. 介護保険料	117,905	5,816	123,721			
項 1. 介護保険料	117,905	5,816	123,721			
目 1. 第1号被保険者 保険料	117,905	5,816	123,721	1. 現年度分	5,816	現年度分 5,816
款 2. 国庫支出金	114,398	△ 991	113,407			
項 1. 国庫負担金	85,509	△ 991	84,518			
目 1. 介護給付費負担 金	85,509	△ 991	84,518	1. 現年度分	△ 991	法定負担金 △991
款 3. 道支出金	82,452	△ 980	81,472			
項 1. 道負担金	81,083	△ 980	80,103			
目 1. 介護給付費負担 金	81,083	△ 980	80,103	1. 現年度分	△ 980	法定負担金 △980
款 4. 支払基金交付金	140,649	42	140,691			
項 1. 支払基金交付金	140,649	42	140,691			
目 2. 地域支援事業交 付金	2,252	42	2,294	1. 現年度分	42	法定負担金 42

款 6. 繰入金	85,394	△	980	84,414			
項 1. 一般会計繰入金	85,393	△	980	84,413			
目 1. 介護給付費繰入金	64,071	△	1,069	63,002			
					1. 現年度分	△ 1,069	法定繰入金 △1,069
目 5. 低所得者保険料 軽減繰入金	5,458		89	5,547			
					1. 現年度分	89	一般会計繰入金 89

款 6. 諸支出金	3,757	42	3,799			42					
項 2. 繰出金	3,705	42	3,747			42					
目 1. 他会計繰出金	3,705	42	3,747			42					
								27. 繰出金		42	介護保険特別会計繰出金
											42

令和 6 年度鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度鹿追町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 127 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 111,575 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 6 月 10 日 提出

鹿追町長 喜井知己

(歳入) 第1表 歳入歳出予算補正 (単位: 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 繰入金		25,140	127	25,267
	1. 他会計繰入金	25,140	127	25,267
歳入合計		111,448	127	111,575

(単位：千円)

(歳出)	(歳出)	(歳出)	(歳出)	(歳出)	(歳出)	(歳出)
款	項	補正前の額	補正額	計		
1. 総務費		442	127	569		
	1. 総務管理費	144	127	271		
	歳出合計	111,448	127	111,575		

1. 総括
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2. 繰入金	25,140	127	25,267
歳入合計	111,448	127	111,575

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1. 総務費	442	127	569		127		
歳出合計	111,448	127	111,575		127		

2. 歳入

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
款 2. 繰入金	25,140	127	25,267			
項 1. 他会計繰入金	25,140	127	25,267			
目 1. 一般会計繰入金	25,140	127	25,267			
				2. その他一般会計繰入金	127	その他一般会計繰入金 127

3. 歳出

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額		
				国道支出金	地方債				その他	
款 1. 総務費	442	127	569			127				
項 1. 総務管理費	144	127	271			127				
目 1. 一般管理費	144	127	271			127				
								11. 役務費		郵便料・運送料 127

議案第 46 号

東瓜幕辺地、北鹿追辺地及び上幌内辺地に係る総合整備計画の策定
について

東瓜幕辺地、北鹿追辺地及び上幌内辺地に係る総合整備計画を定めたく、辺地に係る公共的施設の総合整備のため財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和6年6月10日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

記

東瓜幕辺地、北鹿追辺地及び上幌内辺地に係る総合整備計画書 別紙

総合整備計画書

北海道河東郡鹿追町 東瓜幕 辺地
 (辺地の人口 235 人、面積 20.1 km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称
 字名 河東郡鹿追町東瓜幕、中瓜幕
- (2) 地域の中心の位置
 河東郡鹿追町東瓜幕西16線25番31
- (3) 辺地度数 214 点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

農林漁業経営近代化施設

東瓜幕辺地は、鹿追市街の北西約 15km に位置している畑作酪農地帯である。

本地区は、昭和48年～昭和50年において実施された営農用水事業で整備を行っているが、農産物価格の低迷により地域農業を巡る情勢が一層厳しさを増し、地区内では近年の異常気象による影響を受けているほ場がある。そのため、農業用排水路、区画整理、暗渠排水、除礫を一体的かつ総合的に整備することにより、生産収量の増加、効率的な営業作業の確立など地域農業の発展・安定化による担い手農家の育成を図れるための整備を行う必要がある。

3. 公共的施設の整備計画 令和6年度から令和10年度までの5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
農林漁業経営近代化施設 (東瓜幕道営農業農村 整備事業(担い手支援 型)他1事業)	鹿追町	66,226	49,800	16,426	10,700
合計		66,226	49,800	16,426	10,700

別記様式

総合整備計画書

北海道河東郡鹿追町 北鹿追 辺地
(辺地の人口 140 人、面積 14.4 k㎡)

1. 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称
字名 河東郡鹿追町北鹿追

(2) 地域の中心の位置
河東郡鹿追町北鹿追北15線4番6

(3) 辺地度点数 202 点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

産業農林道（鹿追北8線：L=1,120m W=4.00 (5.50) m）

北鹿追辺地は、鹿追市街の北東約2kmに位置する畑作酪農地帯である。今回計画路線は、地域住民と鹿追市街を結ぶ等、各公共施設へ通じる重要な生活路線であり、農畜産物の搬出路であるが、未改良あるいは未舗装のため、幅員が狭く、路盤軟弱であり、車の従来や融雪長雨期には支障をきたしている状態にあるため、改良・舗装の必要がある。

3. 公共的施設の整備計画 令和6年度から令和10年度までの5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額
			特定財源	一般財源	
産業農林道 (北鹿追地区農道 整備事業)	鹿追町	130,000	78,000	52,000	52,000
合計		130,000	78,000	52,000	52,000

別記様式

総合整備計画書

北海道河東郡鹿追町 上幌内 辺地
(辺地の人口 279 人、面積 44.9 k㎡)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称
字名 河東郡鹿追町上幌内、幌内、西笹川
- (2) 地域の中心の位置
河東郡鹿追町上幌内3線南2番10
- (3) 辺地度数 183 点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

産業農林道（上幌内1号線：L=1,262m W=4.00(5.50)m）

上幌内辺地は、鹿追市街の北西約7kmに位置する畑作酪農地帯である。今回計画路線は、地域住民と鹿追市街を結ぶ等、各公共施設へ通じる重要な生活路線であり、農畜産物の搬出路であるが、未改良あるいは未舗装のため、幅員が狭く、路盤軟弱であり、車の往来や融雪長雨期には支障をきたしている状態にあるため、改良・舗装の必要がある。

3. 公共的施設の整備計画 令和6年度から令和10年度までの5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額
			特定財源	一般財源	
産業農林道 (上幌内地区農道 整備事業)	鹿追町	250,000	150,000	100,000	100,000
合計		250,000	150,000	100,000	100,000

議案第 47 号

北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、北海道後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更する。

令和6年6月10日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

北海道後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月1日市町村第1969号指令）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）及び高齢者医療確保法に基づく命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する事務を処理する。

第19条第2項中「別表第2」を「別表」に改める。

別表第1（第4条関係）を削り、別表第2（第19条関係）を別表とする。

附 則

1 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

議案第 48 号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年6月10日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

記

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 取得財産の表示 | 町営牧場用ホイールローダ購入一式 |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 19,690,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 鹿追町西町4丁目1番地
有限会社日吉鐵工車輛
代表取締役 日吉 徹恭 |